

「裁判文書を通して見た徽州社会の一側面」

白井佐知子氏(本学教授)

本研究会においては、徽州文書のうち、特に裁判関係文書の分析を通して見た清代における徽州社会の一側面について報告された。

まず、徽州文書を通して見た宋・明時代の紛争処理について、『畏齋日記』、『西関石壩安巻』を資料とした徽州の紛争と訴訟について、訴訟が行われてから判決に至るまでの裁判に関わる文書について、清代において、裁判がどのように行われたかそのシステム、私的制裁、民事的補法源などについて、また中国の裁判の調停的性格を重視するもの、中国の裁判には調停的要素は認められないとするもの、徽州の佃僕、女性と訴訟、という6つの観点から、いくつかの研究を紹介、解説された。

次に、中国における紛争・犯罪処理について、紛争・犯罪を処理する方法として、民間の調停による処理と官による裁判があること、刑事事件と民事事件、について説明された。また、紛争・犯罪処理関係文書については、宗族など民間の調停による処理に関する文書、裁判関係文書、の2つが挙げられた。

特に、「淡新档案」、「太湖廳文書」には一案件の裁判関係文書がすべて整っているのに対し、「徽州文書」における裁判関係文書は少ないことが指摘された。例えば、『徽州千年契約文書』清・民国編に収録されている裁判関係文書のうち、一案件の「巻宗」といえるものは7件に過ぎない。また、状紙、批文など一案件の「巻宗」の一部といえるものも十数件に過ぎない。さらに、『徽州千年契約文書』以外の徽州文書においても、裁判関係の文書は訴状の下書きが多い。他方、裁判関係文書以外の紛争処理の結果以外の「甘結」や「合同」、予想される紛争予防のための「合同」などは比較的多く見られることが指摘された。そして、その背景として、「淡新档案」、「太湖廳文書」は官によって保管されていたものであるが、「徽州文書」は民間によって保管されていたものがほとんどであること、新たに多くの移住者を迎えた台湾社会と宗族関係が社会の基層を形成している徽州社会という社会の差異、の2点が指摘された。ただし、の要因については、太湖廳は前者に分類されないためさらなる検討の余地があるとして保留された。

最後に、以下のような3種類の裁判関係文書を挙げ、康熙12年祁門李夢鯉等の訴訟による事件に関する文書から、「主僕の分」に関する争い以外の訴訟において、佃僕はどのように事件や裁判に関わっているかについて、康熙12年休寧胡的等の訴訟による事件に関する文書から、女性はどのように事件や裁判に関わっているかについて、光緒24年績溪張觀慶等の訴訟による事件に関する文書から、未亡人の女性が被害に遭ったとき、亡夫の一族はどのように対処するかについて、という分析を通して徽州社会の一側面が提示された。

以上の報告後、ベトナムにおける裁判との比較という観点からの質問が出される等、多くの質疑応答が行われ、活発な議論が交わされた。